

岩上下発第812号
令和5年7月24日

岩倉市水道料金等審議会 会長 様

岩倉市長 久保田 桂朗



水道料金及び下水道使用料の適正化について（諮問）

このことについて、岩倉市水道料金等審議会条例（令和5年3月28日条例第1号）第3条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諒問事項

水道料金及び下水道使用料の適正化について

2 諒問の趣旨

水道及び公共下水道は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインであり、将来に渡り安定的に使用していくには、経営基盤を強化し、財政マネジメントの向上を図る必要があります。

これらを踏まえ、令和2年度に経営の基本計画である「経営戦略」を水道・下水道それぞれ策定し、収支の見通しや長期的な施設の更新費用を推計したところ、水道事業では、人口減少社会の到来、節水型社会への移行などによる料金収入の減少と水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、将来の資金不足が見込まれる結果となりました。

一方、公共下水道事業では、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄いきれずおらず、一般会計からの繰入金に大きく依存しています。下水道の新規整備に加え、今後は、老朽化に対応した修繕等も進めていく必要がありますが、使用料収入も水需要の減少傾向に伴い、大幅な增收が見込めない状況です。また、汚水整備にかかる国庫補助金も令和7年以降、長期間使用料改定を行っていない場合等の条件によっては、重点配分の対象外となります。

なお、消費税の増税や基本水量の見直しといった一部の改正を除くと、下水道使用料は平成7年2月の供用開始以降一度も改正をしていない状況です。また、水道料金は、平成14年7月に県営水道料金の値上げに伴う改正をして以来、21年間据え置いている状況となっています。

安全で快適な生活環境の確保、災害等に強い上下水道の確立を図るとともに、将来に渡って安定的、持続的にサービスが提供できるよう、水道料金及び下水道使用料の適正化について、貴審議会のご意見を求めて、ここに諮問します。